

# 憲法における武器対等原則の意義と 裁判を受ける権利

—刑事手続IT化（刑事ウェブ裁判）を前にして—

吉原裕樹

## 第1 はじめに

### 1 本稿の論旨

本稿は、主として刑事（裁判）手続を念頭に置き<sup>1)</sup>、憲法上の裁判を受ける権利（憲法32条・37条1項）の一環として、武器対等原則を認めるべきであると論ずるものである。その目的は、以下の点にある。

### 2 刑事手続IT化の進展

日本では、2020年2月に民事裁判手続IT化（民事ウェブ裁判）が開始された。折しも2020年以降、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という）が、日本を含む世界中で大規模に流行し、現在も終息に至っていない。民事ウェブ裁判を利用して自然人同士の直接対面を避ければ、COVID-19の感染拡大防止に資するため、民事ウェブ裁判の利用は急速に拡大した。2022年5月には、民事ウェブ裁判をさらに拡大するための「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年〔2022年〕5月25日法律第48号）も成立した<sup>2)</sup>。

民事裁判手続だけでなく、刑事手続においても、IT化が急速に進行しよ

---

1) 公判段階（起訴後）だけでなく、捜査段階（起訴前）も含む。

2) 筆者は以前、本文掲記の法律に対して、主として憲法の見地から検討を行ったことがある。吉原裕樹「ウェブ裁判（裁判手続IT化）を拡大するための2022年5月改正民事訴訟法とその憲法学的考察」月刊大阪弁護士会209号（2022年6月号）38-45頁（以下「前稿」という）。

うとしている。すなわち、法務省「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」は、2022年3月15日に報告書を取りまとめた<sup>3)</sup>。これを受けて法務大臣は、2022年6月27日の法制審議会に、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問」（諮問第122号）を行った。その結果、法制審議会に「刑事法（情報通信技術関係）部会」が設置され、同部会の第1回会議が、2022年7月29日に開催された<sup>4)</sup>。そのため今後、刑事手続IT化（刑事ウェブ裁判等）に向けた、刑事訴訟法等の改正論議が一段と本格化する見込みである。

### 3 憲法学的考察の必要性

憲法学では、民事裁判手続IT化（民事ウェブ裁判）について、裁判を受ける権利をはじめとする憲法上の人権・原則が侵害されるおそれがあると指摘されている<sup>5)</sup>。そのため、民事裁判手続だけでなく、刑事手続のIT化（刑事ウェブ裁判等）についても、裁判を受ける権利をはじめとする憲法上の人権・原理が侵害されていないか、慎重に検討する必要がある。

山本了宣は、刑事手続IT化について、主として刑事手続法の見地から、精力的に論稿を公表してきた<sup>6)</sup>。山本は、刑事手続IT化において、裁判を

---

3) 法務省ウェブサイト ([https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji07\\_00011.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji07_00011.html))。アクセス日は2022年7月31日（以下同じ）。

4) 法務省ウェブサイト ([https://www.moj.go.jp/shingil/housei02\\_003011\\_00002](https://www.moj.go.jp/shingil/housei02_003011_00002))。

5) 木下昌彦「民事裁判手続のIT化における憲法問題——ITアクセス困難者と裁判を受ける権利——」法とコンピュータ（法とコンピュータ学会）39号（2021年〔7月〕）3-13頁、笹田栄司「民事裁判手続のIT化と憲法」判例時報2505号（2022年3月1日号）108-118頁、吉原裕樹「ウェブ裁判（裁判手続IT化）の憲法論」判例時報2481号（2021年7月1日号）97-106頁、吉原裕樹「裁判を受ける権利と被害者秘匿制度——ウェブ裁判（裁判手続IT化）の奇妙な展開」月刊大阪弁護士会201号（2021年10月号）67-72頁、前稿。

6) 山本了宣「刑事手続のIT化に備える」季刊刑事弁護108号（2021年冬号）147-151頁、山本了宣「刑事手続のIT化」月刊大阪弁護士会198号（2021年7月号）54-57頁、山本了宣「刑事手続とIT（前編・後編）」判例時報2490号（2021年10月1日号）118-125頁、2491号（2021年10月11日号）112-118頁、山本了宣「実務家及び研究者へのアンケートを手掛かりとした、刑事手続IT化に関する諸外

受ける権利保障が重要であると力説している<sup>7)</sup>。とりわけ山本は、「IT化を導入したことによって武器不対等が拡大する」という事態を懸念しているところ<sup>8)</sup>、これは、武器対等原則（principle of equality of arms）の侵害を懸念するものと考えられる。

山本による問題提起は、刑事手続IT化はもちろん、刑事（裁判）手続全体においても、非常に重要である。もっとも、山本の問題提起は、主として刑事手続IT化により生じうる具体的事象に焦点を当てたものであり、憲法の解釈論には、必ずしも重点がおかれていない<sup>9)</sup>。

---

国の実情調査と考察」近畿弁護士会連合会刑事弁護委員会編『「ようわからん」では済まされない!! ——刑事司法IT化の光と影——（第35回近畿弁護士会連合会大会シンポジウム第2分科会報告書）』（近畿弁護士連合会、2021年〔11月〕）別冊。

- 7) 特に、前掲・山本（2021年10月1日）で顕著である。
- 8) 前掲・山本（2021年冬号）150頁。
- 9) 日本の裁判所は、弁護士が法解釈論を本格的に展開しても、「畢竟独自の見解」として一蹴することが非常に多い。そのため、武器対等原則を含め、法解釈論を本格的に展開するためには、特に周到な理論的準備を要する。

加藤新太郎は、東京高等裁判所部総括判事等を歴任したキャリア裁判官である。加藤の下記言明は、民事裁判に関するものではあるが、上記事情の背景をうかがわせるに足りるものである。加藤新太郎「民事訴訟における論証責任論」加藤新太郎ほか編『現代民事手続法の課題（春日偉知郎先生古稀祝賀）』（信山社、2019年）27-28頁。

民事裁判官の間で伝承されている、裁判実務のあり方（裁判官の行為規範）に関する命題に、「事実審裁判所は、事実認定（のみ）で結論を出すべきである」というものがある。

これには、さまざまな含意がある。……第2に、これは、裁判官はいたずらに新規の学説に目を奪われることなく、自己の蓄積した知見と実務感覚に自信をもってよろしいという「自己肯定」の、また、自分で中途半端な理屈を編み出してはならないという「自己抑制」の教訓を語るものでもある。

第3に、高裁の民事部において裁判長から陪席裁判官にこれが語られる場合には、「理屈を述べず（規範論を展開せず）事実認定の問題としておけば、最高裁は手を出せない（破棄されない）」というニュアンスを帯びる。

……

そこで本稿は、山本了宣の問題提起に呼応し、主に刑事（裁判）手続を念頭に置いて、裁判を受ける権利保障、特に武器対等原則について、憲法等の解釈論上の考察を行う<sup>10)</sup>。武器対等原則は、刑事手続IT化の局面だけでなく<sup>11)</sup>、（刑事・民事）裁判手続全般に妥当すべきものである。

---

いずれにしても、裁判官で、「事実審裁判所は、事実認定（のみ）で結論を出すべきである」という命題を聞いたことのない者はいないであろう。

以上は、民事裁判に関する言明であるが、圧倒的多数の裁判官は民事裁判・刑事裁判の双方を経験することもあって、刑事裁判官にも周知の「伝承」である。なお、加藤新太郎自身は、上記「伝承」を無批判に受け入れているわけではない。

- 10) 筆者は前稿にて、民事裁判手続IT化（民事ウェブ裁判）を拡大するための「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年〔2022年〕5月25日法律第48号）について、憲法の見地から検討を行った。そのなかで筆者は、武器対等原則に関し、大要以下のように論じた。

「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年〔2022年〕5月25日法律第48号）は、民事訴訟法に法定審理期間訴訟手続を創設したが、改正後の民事訴訟法381条の2第1項により、消費者契約に関する訴えと個別労働関係民事紛争に関する訴えが、法定審理期間訴訟手続の対象から除外されている。同除外の趣旨は、立案担当者による説明等によれば、武器対等原則の保障にあると理解することができる。しかし、同除外は、パターンリスティックな介入（パターンリズム）としての性格を強く有するため、武器対等原則により正当化することには無理がある。

本稿は、前稿のうち、武器対等原則に関する部分を基礎としつつ、これを敷衍したものである。

- 11) 本稿の検討は、主として憲法の見地から行うものである。そのため、刑事手続IT化に関しては、刑事訴訟法等の改正作業中だけでなく、刑事訴訟法等の改正が成立した後も、なお、その憲法適合性を問題にすることができる。

この点に関し、野田隼人も、刑事手続IT化の問題性を論じているが、山本了宣と異なり、ほとんどもっぱら、刑事手続法の見地から検討を行っている。野田隼人「刑事手続電子化の副作用」季刊刑事弁護108号（2021年冬号）152-157頁。仮に、もっぱら刑事手続法の見地から刑事手続IT化を検討した場合、刑事手続IT化のための刑事訴訟法等の改正がいったん成立すれば、改正後の刑事訴訟法等にいかにな大きな問題があるかと、その批判的検証が困難になる可能性が

## 第2 従来の憲法学説

本稿の主題に関するかぎりでは、裁判を受ける権利に関する従来の憲法学説を瞥見しておく。

### 1 芦部信喜

伝統的憲法学説の代表例として、芦部信喜の所論がある。

芦部信喜は、裁判を受ける権利の射程について、「憲法 32 条の保障する裁判を受ける権利〔は〕……積極的内容（民事裁判における裁判請求権）と消極的内容（刑事裁判において、裁判所の裁判によるのでなければ刑罰を科されない権利）の二つを含む」<sup>12)</sup>として、民事裁判だけでなく刑事裁判にも言及する。しかし、その扱いの軽重には、顕著な違いがある。

すなわち芦部は、民事裁判（行政裁判を含む。以下同じ）における裁判を受ける権利保障の内容について、「裁判の拒絶」の禁止を意味すると論ずるだけでなく、民事訴訟における訴権論との接合を図り、「国民の権利の実効的保護」の必要性をも論ずるなど、詳細な検討を行っている<sup>13)</sup>。一方で芦

---

ある。

このほかに、刑事手続IT化に関する諸外国の状況を紹介する最近の論稿として、指宿信「コロナと闘う世界の刑事司法——ITを駆使した取り組みとその課題」法学セミナー66巻3号（2021年3月号）50-55頁、緑大輔「災害と刑事裁判——パンデミックへの対応を中心に」法律時報93巻10号（2021年9月号）10-16頁。

なお、刑事手続へのデジタル技術導入に関する宮野彬の研究は、以上の諸論稿ではまったく言及されておらず、刑事法学ではすでに忘れ去られた感もある。しかし、宮野彬による一連の研究は、刑事手続におけるデジタル技術導入に関する、刑事法学の先駆的・古典的研究として、逸することができない。宮野彬「刑事裁判と電子メディア」刑法雑誌33巻2号（1993年）374-379頁、宮野彬「電子メディアと裁判の公開——実験的な試みとプライバシーの権利——」三原憲三先生古稀祝賀論文集編集委員会編『三原憲三先生古稀祝賀論文集』（成文堂、2002年）635-654頁、宮野彬「刑事司法へのコンピュータの導入」法学研究（明治学院大学）81号（2007年1月号）307-345頁。

12) 芦部信喜『人権と議会政』（有斐閣、1996年）234頁。

13) 前掲・芦部249-251頁。

部は、刑事裁判に関しては、「『裁判所の裁判によるのでなければ刑罰を科されない権利』という消極的内容のものである」<sup>14)</sup>などと論ずるのみであり、民事裁判に比べて、検討がごく簡潔なものにとどまっている<sup>15)</sup>。

## 2 近時の有力説

裁判を受ける権利に関する、近時の有力な憲法学説の例として、笹田栄司<sup>16)</sup>、松井茂記<sup>17)</sup>、片山智彦<sup>18)</sup>らの見解が挙げられる。しかし、これらの見解でも、刑事裁判に関する言及は非常に乏しく、検討の重点は、圧倒的に民事裁判（前述のとおり、行政裁判を含む）にある。

そのようななかで、君塚正臣は明示的に、刑事裁判における裁判を受ける権利の重要性を強調しており<sup>19)</sup>、注目に値する。

君塚正臣は、刑事裁判における裁判を受ける権利の保障内容について、必ずしも明示的に定式化しているわけではないが、「裁判なければ刑罰なし」<sup>20)</sup>、「『争うべき点は争うことが可能なような充実した審理』や『充分な審理を尽くさぬ拙速裁判とならぬこと』を要求」する<sup>21)</sup>、などと論ずる。

君塚の所論は基本的に、刑事手続法における荒木伸怡の見解に依拠したものである<sup>22)</sup>。荒木伸怡は、刑事手続法の見地から、次のように論じてい

14) 前掲・芦部255頁。

15) この傾向は、決して芦部信喜だけのものではない。他の例として、高橋和之『体系 憲法訴訟』（岩波書店、2017年）108-111頁、新正幸『憲法訴訟論（第2版）』（信山社、2010年）175-179頁。

16) 笹田栄司『実効的基本権保障論』（信山社、1993年）、笹田栄司『裁判制度——やわらかな司法の試み』（信山社、1997年）、笹田栄司『司法の変容と憲法』（有斐閣、2008年）。

17) 松井茂記『裁判を受ける権利』（日本評論社、1993年）。

18) 片山智彦『裁判を受ける権利と司法制度』（大阪大学出版会、2007年）。

19) 君塚正臣『司法権・憲法訴訟論 上巻』（法律文化社、2018年）233-241頁、君塚正臣「平和主義・裁判所ほか——教科書の憲法記述（4・完）」横浜法学（横浜国立大学）30巻2号（2021年12月号）209-211頁。

20) 前掲・君塚（2018年）236頁。

21) 前掲・君塚（2018年）238頁。

22) 前掲・君塚（2018年）238頁・254頁。

る。「古来 Justice delayed, justice denied. であると言われて来ている。そして同時に、Justice rushed, justice crushed. でもある。……憲法 32 条の裁判を受ける権利の保障は……争うべき点は争うことが可能なような、充実した審理を受ける権利を保障しているのである。したがって、憲法 37 条 1 項の迅速な裁判を受ける権利の保障も、迅速すぎる裁判ないし拙速裁判の実現までを目指しているのではない」<sup>23)</sup>。

### 3 評価

上記のとおり、君塚と荒木は、刑事裁判における裁判を受ける権利の中核的保障内容の一つが、「争うべき点は争うことが可能なような充実した審理」にあると理解する。そのこと自体は首肯しうるが、当事者（被告人）がいかなる法的地位（立場）にあれば、「争うべき点を争うことができる」と評価することができるのか、なお明確でない面がある。

この局面で重要な意義を有するのが、裁判手続における武器対等原則である。

## 第3 裁判手続における武器対等原則

### 1 憲法学

憲法学では、裁判手続における武器対等原則に対する関心は非常に乏しく、同原則への言及自体が稀である。

片山智彦は、裁判を受ける権利保障に関して、武器対等原則に言及したことがあるが、その言及はごく簡潔なものである<sup>24)</sup>。笹田栄司も、「公正手続請求権と武器平等の原則の関係をどう理解するのか、そして武器平等の原則は、その根拠づけによってあるいは関係する手続法によってその内容が異なるのかどうか、解決さるべき問題は多い」<sup>25)</sup>とか、武器平等原則の

---

23) 荒木伸怡『迅速な裁判を受ける権利』（成文堂、1993年）5頁。

24) 前掲・片山53-54頁。

25) 前掲・笹田（1993年）144頁。

根拠について、ドイツでも「議論はまだ混迷を抜けきっていないと思われる」<sup>26)</sup>などと論じており、憲法における武器対等原則の位置付けについて、慎重な態度を示している。

他方、民事手続法学や刑事手続法学では、裁判手続における武器対等原則がしばしば援用される<sup>27)</sup>。

## 2 民事手続法学（・行政法学）

### (1) 新堂幸司

たとえば、新堂幸司は、以下のように論ずる<sup>28)</sup>。

「法の下での平等」を規定した〔憲法〕14条からは、各自は手続上平等に扱われるべきであるという平等原則および武器対等の原則の保障が導かれる。そしてここでは、必然的に、勝敗を左右する証拠や情報が被告や第三者の手に偏在しているような場合に、原告としてこれらにどこまでアクセスでき、訴訟で利用できる制度にすれば、公正・妥当な手続といえるかという課題——平等・対等の実質的保障の課題に行き着かざるをえないであろう。

---

26) 前掲・笹田（1993年）326-327頁。

27) 武器対等原則は、刑法における正当防衛に関しても、頻繁に援用される。代表例として、大越義久「正当防衛の際の実力行使——防衛行為の相当性」判例タイムズ36巻18号（1985年8月1日号）58-63頁。武器対等原則を肯定的に援用する最高裁判所調査官解説として、川口宰護「判解：最二小判平成元年（1989年）11月13日刑集43巻10号823頁」最判解刑事篇平成元年度347-348頁。

また会社法では、委任状合戦における会社と（少数派）株主との間で、武器対等原則が援用される場合がある。岩原紳作ほか編『会社法コンメンタル7機関1』（商事法務、2013年）191-192頁、松山遙『敵対的株主提案とプロキシーファイト（第3版）』（商事法務、2021年）103頁。

もっとも、これらの武器対等原則は、本文掲記の「裁判手続における」武器対等原則とは異なるものである。

28) 新堂幸司『新民事訴訟法（第6版）』（弘文堂、2019年）46頁。



(2) 松本博之

また、松本博之は、次のように論ずる。「当事者間に構造的に存在する著しい情報収集能力のアンバランスのために、訴訟における実質的な武器対等の原則が実現しない場合には、憲法で保障された法の下での平等が実現されず、それゆえ、手続の憲法違反の問題が生じうる」<sup>29)</sup>。

(3) 竹下守夫

以上の見解は、憲法上の平等原則（憲法 14 条 1 項）から武器対等原則を導き出そうとするものであるが、憲法上の（平等原則でなく）裁判を受ける権利から、武器対等原則を導き出そうとする見解も有力である。

たとえば竹下守夫は、最一小判平成 4 年（1992 年）10 月 29 日民集 46 巻 7 号 1174 頁（伊方原発訴訟）について、「本件最高裁判決は、主張・立証責任を負わない当事者も、一定の場合には、事件の事実関係につき、事案解明のための主張・立証行為をなす義務（事案解明義務）を負うとの法理を認めたものと解される」と論ずる。そのうえで竹下は、同法理の根拠を、「憲法 32 条所定の裁判を受ける権利が、相手方と平等の手続上の地位・手段を与えられた上で、裁判を受けることを保障する趣旨を含む」点に求める<sup>30)</sup>。

(4) 阿部泰隆

阿部泰隆も、竹下の上記所論を援用しつつ、行政法学の見地から、行政訴訟における裁判を受ける権利の一内容として、武器対等の原則を認めている<sup>31)</sup>。

---

29) 松本博之『証明軽減論と武器対等の原則——要件事実論批判・証明責任分配論と共に』（日本加除出版、2017年）8頁。

30) 竹下守夫「伊方原発訴訟最高裁判決と事案解明義務」木川統一郎博士古稀祝賀論集刊行委員会編『民事裁判の充実と促進（木川統一郎博士古稀祝賀）中巻』（判例タイムズ社、1994年）19-23頁。

31) 阿部泰隆『行政訴訟要件論——包括的・実効的行政救済のための解釈論——』

### 3 刑事手続法学

以下のとおり、刑事手続法学では最近、裁判を受ける権利の一環としての武器対等原則に対する注目が、おおいに高まっている<sup>32)</sup>。

#### (1) 水野陽一

たとえば水野陽一は、以下のとおり、公正な裁判原則の検討にあたって、たびたび武器対等原則を援用している。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(以下「自由権規約」という)14条は、被疑者・被告人に、公正な裁判を受ける権利を保障しているところ、武器対等原則はその重要な要素である。「当事者間の機会対等および武器対等の実現は、公正な裁判の実現にとって必要不可欠の要素であるとされ、その実現のために当事者、特に被疑者・被告人に対して訴訟法的権利の保障が行われなければならない」<sup>33)</sup>。

ヨーロッパ「人権と基本的自由の保護のための条約」(以下「ヨーロッパ人権条約」という)6条1項は、公正な裁判原則を保障しているところ、武器対等原則はその重要な要素である<sup>34)</sup>。「武器対等原則は、公正な裁判原則にとって重要な意味を持ち、ヨーロッパ人権裁判所において裁判の公正性が審査される場合、同原則の実質的保障が図られているかが重要な判断基準となる。……公正な裁判原則は、訴追側、防御側の間に武器対等が担保されていることを求めるものであり、これは形式的な保障にとどまらず、刑事手続の各場面において実質的に保障されていることが必要であるとす」<sup>35)</sup>。

---

(弘文堂、2003年)10-14頁。

32) 刑事訴訟法の代表的な概説書も、武器対等原則に言及するに至っている。宇藤崇ほか『LEGAL QUEST 刑事訴訟法(第2版)』(有斐閣、2018年)9頁(松田岳士執筆部分)。

33) 水野陽一『公正な裁判原則の研究』(成文堂、2019年)92-93頁。

34) 前掲・水野47-48頁。

35) 前掲・水野51-52頁。

(2) 斎藤司

斎藤司は最近、ある論稿にて、刑事手続における武器対等原則を正面からとり上げた。

「自由権規約……14条、ヨーロッパ人権条約……6条は『公正な裁判を受ける権利』……を定めている。『武器対等原則』(Principle of Equality of Arms)は、この『公正な裁判を受ける権利』の中核的内容であるとされている。このことは、自由権規約『14条1項が意味する『公正な裁判』の概念は、武器の対等及び対審手続の原則……の尊重といった多くの諸条件を要求するものと解釈されなければならない』とする自由権規約委員会の見解、『公正な裁判のさらにより広範な概念の特徴の一つとしての武器対等原則のもとでは、各当事者に対し、相手方との関係で不利な立場におかれることのない条件で自己の主張を行う合理的な機会が付与されなければならない』とする1996年ヨーロッパ人権裁判所……の判断などからも明らかである」<sup>36)</sup>。

「武器対等原則の重要性が日本の刑事訴訟法学において承認されていること自体については、争いはないと思われる。……日本の刑訴法学説における武器対等原則は、昭和刑訴法〔=戦後日本の刑事訴訟法〕によって採用された当事者主義や憲法31条の適正手続の内容や歴史的意義の説明概念とされた」<sup>37)</sup>。

「最高裁判例〔=最三小決平成19年〔2007年〕12月25日刑集61巻9号895頁〕は、実質的には武器対等原則を根拠として、さらに武器対等原則に適合するよう証拠開示に関する〔刑事訴訟法の〕規定を解釈したものと評価できる」<sup>38)</sup>。

---

36) 斎藤司「刑事手続における武器対等原則の意義とその適用可能性」法律時報84巻5号(2012年5月号)46頁。

37) 前掲・斎藤48-49頁。

38) 前掲・斎藤50頁。本文掲記の議論は、公判前整理手続・期日間整理手続における証拠開示制度についてのものである。

山崎学は、東京高等裁判所部総括判事等を歴任したキャリア裁判官であると

(3) 大谷祐毅

大谷祐毅は最近、伝聞法則・証人審問権（憲法 37 条 2 項）等に関して、注目すべき研究を公表しているところ、同研究では、ヨーロッパ人権条約における「公正な裁判を受ける権利に内在する武器対等原則」が何度も援用されている<sup>39)</sup>。

(4) 小括

このように、最近日本の刑事手続法学では、裁判を受ける権利の一環としての武器対等原則に対する関心が高まっている。その背景には、国際的にも同関心が高まっているという事情がある。

武器対等原則は、刑事手続においてさまざまな形態をとる。たとえば、刑事（裁判）手続では、訴追側に証拠が偏在するケースが多いため、訴追側からの証拠開示は特に重要である。また、被疑者・被告人本人は、専門的な法律知識を有しないケースが多いため、被疑者・被告人に弁護人依頼権を保障して、弁護人による支援を確保する必要がある。さらに、被疑者・被告人が、刑事手続で使用される言語を十分に理解・使用することができな

---

ころ、山崎は、公判前整理手続における証拠開示制度について、以下のように述べており、興味深い。山崎学『公判前整理手続の実務（第2版）』（弘文堂、2020年）302頁。

公判前整理手続における証拠開示制度の解釈運用に当たっては、争点等整理に資するという視点を忘れてはならず、争点整理等に逆行する、あるいは全く益のない証拠開示は許されないのである。しかし、同時に、証拠開示が被告人側の防御にとって極めて重要であることも忘れてはならない。被告人側の防御の重要性は、被告人側の立場に立脚して検討すべきであり、相手方である検察官はむろんのこと、裁定をする裁判所も、むやみに、結論を先取りし、被告人側の防御の観点をないがしろにすることは許されない。

39) 大谷祐毅『公判外供述の証拠使用と証人審問権の役割』（有斐閣、2022年）212頁・213頁・216頁。

い場合には、通訳・翻訳人依頼権が非常に重要である<sup>40)</sup>。

#### 4 再び憲法学へ

##### (1) 武器対等原則の保障とその定義

以上の理論的蓄積を踏まえると、憲法上の裁判を受ける権利の内容として、さらには、(実質的)平等原則(憲法14条1項)の裁判手続における具体化として、裁判手続における武器対等原則を認めることができる。

学説上、武器対等原則の定義は、必ずしも一義的なものではない。しかし、上記の理論的蓄積を踏まえると、武器対等原則を、「裁判手続の当事者が、形式的にも実質的にも、他方当事者と対等な立場で裁判手続に関与することができること(の保障)」と定義することができる。

##### (2) 障がい者の武器対等原則

ここで、障がい者の武器対等原則について触れておく。障がい者は、裁判手続に十分アクセスすることができず、裁判手続における他方当事者(刑事裁判手続では検察官等)に対して、圧倒的に弱い立場にあることが多い<sup>41)</sup>。そのため、障がい者にとって、武器対等原則の意義は特に大きい。

小林武はかねてより、知的障がい者の裁判を受ける権利を実質的に保障するために、以下のとおり、「言語介助としての通訳」が重要であると論

---

40) 以上につき、前掲・水野51-52頁・61-77頁・92-99頁、前掲・斎藤47-48頁参照。

41) 最近、法社会学では、「社会的排除」(social exclusion)状態にある人々は、司法アクセスが著しく制限されている、との問題意識が高まっている。社会的排除状態にある人々の典型は、「障害を持つ人々や移民、長期失業者やアルコール・薬物依存者」である。橋場典子『社会的排除と法システム』(北海道大学出版会、2021年)41頁。濱野亮「司法アクセスに関する論点」立教法学98号(2018年3月号)116-115頁(205-206頁)も参照。

社会的排除は、司法的排除(司法アクセス障害)に直結する。

じ<sup>42)</sup>、植木淳もこれを支持してきた<sup>43)</sup>。

〔知的障がい者の〕裁判については、意思の伝達・受容の不完全さを補うための言語的介助・援護の必要性がとりわけて高い。…しかし、この知的障害者の裁判における言語介助の課題に、現行法制度は全く取り組んでいないように思われる。……民訴法・刑訴法の規定も、外国人および聴覚障害者にかんするものであって、少なくとも明文上は、知的障害者に対する配慮はみられない。……憲法によってすべての人々に保障される「裁判を受ける権利」を知的障害者に関して実現するには言語介助が不可欠である。

小林は、裁判を受ける権利を援用するに際して、武器対等原則に明示的に言及してはいない。しかし、小林の論旨は、武器対等原則を裁判を受ける権利の一環として認め、同原則を障がい者についても実現しようとするものに他ならない。

障害者権利条約13条1項は、すべての法的手続において、「障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有する」ことを保障している<sup>44)</sup>。これも、障がい者に対して、裁判手続における武器対等原則を保障したものと理解できる。

---

42) 小林武『人権保障の憲法論』（晃洋書房、2002年）258-296頁。これに関連する英米法の研究として、城涼一「言語的弱者の司法手続上の権利保障——Atkins v. Virginia判決を出発点として——」中央大学大学院研究年報37号（2007年）421-432頁、城涼一「知的（発達）障害者の裁判を受ける権利と適正手続の保障——英国のappropriate adult制度を手がかりとして——」中央大学大学院研究年報38号（2008年）447-457頁。

43) 植木淳『障害のある人の権利と法』（日本評論社、2011年）159-160頁。

44) 菊池馨実ほか編著『障害法（第2版）』（成文堂、2021年）227-232頁（池原毅和執筆部分）は、障害者権利条約13条1項の保障を現実に貫徹するための方途を詳論しており、有益である。

#### 第4 おわりに

本稿では、主に刑事（裁判）手続を念頭に置いて、裁判を受ける権利の一環としての武器対等原則について論じてきた。

本稿を終えるに当たって、刑事手続 IT 化が、当事者の「武器」として有利か不利かは必ずしも即断できず、慎重な検討を要することを強調しておく。

たとえば、視覚障がい者たる被疑者・被告人は、電子機器の操作が容易でなく、刑事手続 IT 化により、防御活動が困難になるかもしれない。しかし他方で、同人は、紙媒体に記載された内容の把握は困難であっても、デジタル・データであれば、読み上げソフトウェアを使用することで、より迅速に書類の内容を把握できるようになるかもしれない。

また、証人尋問等をオンラインで行うと、証言の信用性弾効が困難になるかもしれないが、証人尋問のための期日調整が容易になり、裁判手続がより迅速に進行する結果、被告人の身体拘束期間が短くなるかもしれない。あるいは、証人が COVID-19 の重症化リスクを抱えており、COVID-19 が流行しているなかでは、裁判所への現実の出頭が困難であっても、オンラインによる証人尋問が可能であれば、当該証人に対する尋問が可能になり、同人から重要な供述を得ることができるかもしれない。

裁判手続における「武器」の対等性は固定的なものでなく、時機に応じた柔軟な検討が必要である。

※本研究は、一般財団法人司法協会による研究助成（2021 年度、個人研究）を受けたものである。本稿の内容は、もっぱら筆者の私見に基づくものであって、いかなる組織・団体をも代表するものではない。

※校正段階にて、以下の文献に接した。刑事法ジャーナル 73 号（2022 年 8 月号）の特集「刑事手続の IT 化」、指宿信「司法の IT 化と取調べの可視化」法学セミナー 67 巻 9 号（2022 年 9 月号）21-26 頁。

